

第 441 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 5 日 (月) 14 時 45 分～16 時 05 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	今 崎 光 智 委 員
	小 林 友 則 委 員
	神 保 和 之 委 員
	難 波 利 光 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	大 原 敬 典 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	藤 田 英 二 委 員
	宮 本 晴 充 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	藏 藤 共 存 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	嶋 本 健 児 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員
	宮 本 道 浩 委 員

事 務 局

労働局長	友 住 弘 一 郎
労働基準部長	上 条 訓 之
賃金室長	藤 村 哲 也
賃金指導官	古 谷 康 将
賃金指導官	吉 富 雄 治

4 議 題

- (1) 令和 6 年度山口県最低賃金の改正について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について (諮問)
- (3) その他

○会 長

ただいまから第441回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。
それでは、事務局の方から定足数について報告してください。

○賃金指導官

本日は委員全員が出席です。

本日の審議会は最低賃金審議会第5条第2項に規定されております要件を満たしております。会議を開催し、議決することができることを報告いたします。

○会 長

傍聴の方にお願いですけれども、お手元に配付されております審議会傍聴にあたっての遵守事項を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、これから第1、令和6年度の山口県最低賃金の改正についてに入りたいと思います。

専門部会長から専門部会の結果について報告をお願いいたします。

○部会長（難波委員、以下同じ）

お手元に配付しております山口県最低賃金の改正決定に関する報告書に基づき説明をいたします。

当専門部会は、令和6年7月4日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の三要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、審議においては、労働者代表委員から、山口県の春闘の賃上げ率は全国より高く30年ぶりの賃上げ率にあることや、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

使用者代表委員から、山口県内の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい現状等の中、山口県最低賃金はあくまで最低賃金法に基づく三要素、山口県のデータに考慮して決定すべきものであり、最低賃金の大幅な引上げは、県内事業者の9割以上が占める中小・小規模事業者にとって事業存続に関わる死活問題であることから到底容認できない等、厳しい意見が表明された。

労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、公益委員見解を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。審議経過については、別紙3のとおりである。

また、国において、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらに、発効日が各県ごとに異なる場合に、様々な理由から、地方において自主性を発揮して発効日を特定することは困難であることから、昨年度の専門部会報告書に、国や中央最低賃金審議会の発効日のあり方について早急に検討していただくことを要望したところである。

よって、引き続き国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

なお、別紙4のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額928円）は、山口県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

以上になります。

○坂本委員

すいません、資料はありませんですか。

○労働基準部長

大変申し訳ありません。今、別紙2以降を準備しております。

○部会長

山口県最低賃金、時間額1時間979円といたします。

○会 長

別紙2以降がまだちょっと配付されていないということではあるのですが、基本的な方針としましては、ただいまの専門部会報告書を山口労働局長への答申の内容としたいと考えておりますけれども、この点について審議を行いたいと思います。労働者側、使用者側からご意見等ございますでしょうか。

○坂本委員

すいません、別紙が付いていないまま審議というのもどうでしょうか。

○会 長

では、別紙が届いて目を通していただいてから審議を進めたいと思います。

【資料を各委員に配付】

○会 長

それでは、審議を再開させていただきたいと思います。

それでは、ただいまの専門部会報告書を、山口労働局長への答申の内容とするかにつきまして、審議を行いたいと思いますが、労働者側、使用者側の委員から何かご意見等ございますでしょうか。お願いいたします。

○横山委員

それでは、労働者側から発言させていただきます。

先ほど、これまで4回にわたって専門部会におきまして、労働者側としては1,050円の早期達成に向け、もろもろと主張させていただきました。とりわけ、今年の山口県春闘結果、全体平均である5.6%にこだわることに加え、福岡県、広島県への人材流出、さらには地域間額差の縮小にもこだわり、目安以上の引上げを求めたところまでございます。

そのような中、今年度も過去最高の目安額が示され、これまでの専門部会においてお互いの主張を尊重しつつ、真摯な議論を行ってまいりました。

しかしながら、労働者側としては地域間額差の縮小にこだわり、これ以上の歩み寄りを受け入れられず、議論は尽くしたと判断し、公益委員見解をお願いしたところまでございます。

結果、公益委員見解において、それらを総合的に勘案し、引上げ額51円が示されたところであり、労働者側としては引上げ額52円にこだわりたいところではありましたが、51円は目安以上の金額であり、一定の理解を示し、その公益委員見解を尊重することとし、この本審議会に臨んでまいりたいと思っております。

以上です。

○会 長

ありがとうございます。使用者側からいかがでしょうか、お願いします。

○宮本道浩委員

それでは、使用者側委員の一人として、これまでの本審や専門部会での審議経過の概要を示しながら、改めて意見を述べさせていただきます。

使用者側といたしましては、7月30日の本審において、これからの審議にあたっては、あくまでも最低賃金法第9条により規定される3要素、つまり、労働者の生計費、賃金、そして、使用者の賃金支払い能力について、本県の実態を示す各種指標データに基づいて、審議を尽くしていく旨を申し述べました。

特に最低賃金制度は、企業の業績の良し悪しに関わらず、全ての使用者に強制力をもって支払い義務を課する罰則付きの強行法でありますことから、近年の物価上昇が国民生活のみならず、企業経営、特に中小・小規模事業者の経営にも深刻な影響を与えていることを十分に意識した審議を行ったところではあります。

こうした考えの下、3要素それぞれに関する県内の具体的なデータをお示した上で、3要素を総合的に反映する春闘妥結賃上げ率で、今年度の中小企業の妥結結果として、県が公表いたしました3.95%を最低賃金の引上率として最も妥当であると考え、引上額をプラス37円と合わせて提示したところではあります。

一方で、プラス50円という目安額が示されている点や、過去において目安額を下回る形での引上額の設定は、全国的に見てもほとんど例がないこと、また地域間格差の是正についても大きな課題であるというふうに考えているところなど、現実的な視点からの検討もすることを認識に立ち、公益委員に対し、使用者側の主張する賃上げ率

の考え方に対して、一定の理解を得られるのであれば、目安額と同額のプラス50円を原則として歩み寄ることはやむを得ない旨をお示したところです。

労働者側におかれても、公益側との個別協議の中で当初の主張である引上額の61円から57円、52円と再提示をされるなど、最大限の歩み寄りに努力をされたものと考えております。

それでも残念ながら、このほんの僅かな差を埋めることができず、公益委員見解として51円、5.5%の引上額が示され、採決の結果、賛成多数で決議され、本日もこの本審に部会決定として報告されることになりました。

中央の最低賃金審議会が目安として示しました5%、50円の賃上げは、明確な根拠が示されておらず、また、地方の実態についてはどこまで分析した上で参考値を提示されたのか全く理解できないものがあるのにもかかわらず、それをも上回る公益委員見解を示す賃金額はどのような理屈なのか、使用者側としては受け入れ難いものがございます。

使用者側は、本来、法に基づく三要素を考慮すれば3.94%、37円の賃上げが妥当であると考えているところを、様々な状況を踏まえて、目安額である50円まではやむを得ないとの歩み寄りをしたところであり、そうした我々の思いや努力に対する公益委員見解は全く残念であると言わざるを得ません。

デフレから脱却し、日本経済を新しいステージに導くためには、まずは賃上げだとする政府が当面の目標とする最低賃金1,500円への早期到達、また、社会全体においても生活の質向上に向けて賃上げに対する期待感が高まっている中で、地方において、法に基づいて地域の三要素を慎重に審議し、適切な最低賃金を導き出すことが困難な状況になってはいないでしょうか。

人口減少や産業人材不足等を背景に、過度に地域間格差を意識した審議となり、最低賃金の地域間競争になっているのではないかと懸念がございます。国が最低賃金の仕組みを実質的にリードし、それに従う形で中央において目安が作成され、提示された地方においては、理屈が不明確な目安さえも超える賃上げ額が決定されようとしています。こうした状況を踏まえ、現在の地方最低賃金制度については、根本から見直すべき時期にあるのではないかと個人的に考えております。

中央審議会でおおむね5年ごとに行われるとされている目安制度のあり方に関する協議の次回協議では、地方審議会制度が本当に機能しているのか、役割を果たしているのか否かも含めて根本からの見直し議論をぜひ行っていただきたいと、期待するものであります。

以上、使用者側の一委員としての意見としたいと思います。

○会 長

ありがとうございました。

ほかにご意見がございますでしょうか。公益委員から何かご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

○会 長

それでは、いまだ労使で意見の隔たりがあるというところは残念なことではございますけれども、これ以上の審議の進展というのはなかなか望めないところであるかと思しますので、専門部会の報告を本審議会の答申内容とするかについて採決という形で決定をしたいと考えております。よろしいでしょうか。

それでは、まず、専門部会報告書を山口労働局長への答申内容とすることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手：9名)

○会 長

ありがとうございました。

専門部会報告書を山口労働局長への答申内容とすることについて、反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手：5名)

○会 長

ありがとうございました。それでは、賛成9名、反対5名、よって賛成多数をもちまして、専門部会報告書を山口労働局長への答申の内容とさせていただくことといたしたいと思います。

それでは、事務局の方で答申文の作成をお願いいたします。

【答申文（案）の作成、会長に手交】

○会 長

それでは、事務局から答申文（案）を各委員に配付してください。

【答申文（案）を各委員に配付】

○会 長

配付した答申文（案）を確認ください。ただいまから答申文（案）の確認をいたします。

なお、別紙2に関しましては、先ほどの専門部会報告書と同じ内容となりますので、割愛をいたしまして、事務局は答申（案）本文と別紙1を読み上げてください。

○賃金指導官

では、事務局から読み上げます。

令和6年8月5日、山口労働局長 友住弘一郎 殿。

山口地方最低賃金審議会 会長 小林友則。

山口県最低賃金の改正決定について答申。

当審議会は、令和6年7月8日付、山口労発0704第1号をもって、貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し採決を行った結果、賛成多数により別紙1のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、令和5年10月1日改正発効の山口県最低賃金（時間額928円）は、令和4年度の山口県の生活水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の山口県最低賃金の改正決定に関する報告書を添付する。

別紙1、山口県最低賃金を次のとおりの改正決定すること。

- 1、適用する地域、山口県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間979円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生日、令和6年10月1日。

○会 長

ただいまの答申内容でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会 長

それでは、事務局は答申文の用意をお願いいたします。

○賃金指導官

では、会場の準備をさせていただきます。

【会場準備中】

○会 長

よろしいでしょうか。では、山口県最低賃金の改正決定について答申いたします。

【会長が局長に答申文を手交】

○会 長

よろしくをお願いいたします。

それでは、労働局長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○労働局長

山口労働局長の友住弘一郎と申します。

ただいま小林会長から令和6年度の山口県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版、経済財政運営と改革の基本方針2024に配意するとともに、最低賃金法に定める三要素、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮し、データ等に基づいて真摯にご議論・ご検討いただいたものと受け止めております。皆様のご尽力に深く敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

山口労働局におきましては、答申内容に基づき、改正額の速やかな発効に向けて所定の手続きを確実に進めるとともに、労使団体の皆様をはじめ県内各自治体のご協力を得て改正後の山口県最低賃金の周知及び履行確保に万全を期して取り組んでまいります。

さらに、最低賃金の引上げの影響を強く受ける中小・小規模事業者の支援策である業務改善助成金及びいわゆる「年収の壁」への対応を含め、非正規労働者の処遇改善を図るキャリアアップ助成金などにつきましても、引き続き周知してまいります。最後に、委員の皆様のご尽力に重ねてお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

○会 長

ありがとうございました。

では、続いて、議題2、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてに移りたいと思います。

令和6年度特定最低賃金の改正につきましては、6月27日付で労働者側から山口労働局長宛、鉄鋼、電気、輸送、百貨店の4業種について、それぞれ改正の申出がなされまして、7月26日付で特定最低賃金の4業種の改正決定の必要性について、山口労働局長から諮問がなされました。

7月26日の第439回の本審におきまして、使用者側の坂本委員から「改正決定の必要性について、別途専門部会を設置して丁寧な議論をする必要がないか」、「本年度の審議においても4業種とも改正の必要性について一度持ち帰って検討したい」とのご意見を頂戴いたしました。

そこで、本年度の改正決定の必要性について、また来年度以降ということにはなりませんけれども、この改正決定の必要性の審議のあり方につきまして、引き続き審議をするということで前回終わっていたかと思えます。

そこで、まずは、本年度の4業種の改正の必要性について、審議をさせていただきたいと思えます。

労働者側、使用者側から、何かご意見等ございますでしょうか。

○坂本委員

今お話しいただきました坂本でございます。

私は、昨年度まで、電気に係る特定最低賃金の専門部会に入っておりましたので、その時の議論等を含めて、先ほど会長からおっしゃられたような議論を提供させていただいたところです。

その時に、次回、本日の本審で発言できるようにということで、電気関係の企業、代表の方等々といろいろお話をいたしました。その結果について、今日お話したいと思います。

そもそも昨年度、必要性の有無については、本審においてもっと議論してほしいという声があったことを踏まえて申し上げましたけれども、そのきっかけとなるのが、例えば電気であれば、法令違反となる未満率が非常に高い、前年度17%とかパートで50%超えという状況にあったことです。あるいは、他県において必要なしという議論がだんだん増えてきました。そのような状況を踏まえて、再度、電気において専門部会を開いて、必要性の判断をする必要があるのではないかというご提案をしたのですが、結果として、前回の審議会でご説明いただきました電気に係る未満率が非常に大幅に落ちている、下がっている。これはいいことではあります。そういった状況に今年はあるということも踏まえまして、今年には必要性ありとして、専門部会の中で金額等の審議をしていくということで良いのではないかと考えます。

ただ、根本的に本当に必要があるのかといった、もっと様々なデータなり、状況なりを踏まえて考えていきたいということで、来年度からは必要性の判断につきましても本審から専門部会に付託していただいて、専門部会の方で突っ込んだ議論をした方がいいということでありましたので、そのことを提案させていただきたいと思います。

以上です。

○会 長

ありがとうございました。

よろしいですか、お願いします。

○藏藤委員

私は百貨店、総合スーパーの関係でございまして、私も昨年度まで専門部会の委員におられた事業者の方々の意見をお聞きしました。

結論としては、この内容につきまして様々な意見はございますけれども、これまでの経緯も踏まえまして、我々としても改正の必要性はありという意見を述べさせていただきます。

しかしながら、先ほどもありましたけれども、改正の必要性につきましては、来年度から専門家の方を交えて専門部会で審議していく必要があるだろうという意見もありましたので、必要性の審議につきましては、我々としても専門部会で行うという意見でございます。

○会 長

ありがとうございます。

○嶋本委員

私は、輸送の方の特定最低賃金専門部会の委員を昨年務めさせていただきました。

昨年度、専門部会の委員を務めていただいたお二人に意見を伺いました。

結論といたしまして、人材確保は重要な課題であり、本県の基幹産業である輸送用機械器具製造業の魅力を維持するためには、賃金面におきましても、地域別最低賃金に対する優位性をキープしていくことは必要であり、改正決定の必要性はあるものと判断するというところで、意見が一致いたしました。

ただ1点ほど、事務局へ要望を述べていきたいと思っておりますけれども、今年度の未満率が、一昨年度、昨年度と比較して、輸送におきましても、急激に下がっているという資料が示されております。

特定最低賃金専門部会におきましても、その理由を具体的に説明していただくよう要望してほしいというご意見がありましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会 長

お願いします。

○宮本道浩委員

それでは、私の方からは、特定最低賃金の鉄鋼の部分について申し上げます。

これにつきましても、各委員3名の方から聞き取りを行いまして、その結果をお伝えします。

鉄鋼につきましては、この業種はご存じのとおり他産業を比較しても、業務に従事される方々の肉体に与える負荷が大変高いものでございます。加えて、作業遂行にあたって多数の資格や免許取得が必要とされ、優秀な人材の確保、定着を要するような形になっておりますことから、特定最低賃金の改正の必要性はあるという現状になっております。よろしく願いいたします。

○会 長

ありがとうございます。ただいま、使用者側から特定最低賃金、4業種につきまして、改正決定の必要性ありとのご意見を頂戴いたしましたけれども、労働者側からいかがでございでしょうか。

○横山委員

労働者側としましては、本日も、使用者側にとりましては、前段で関係者の方にヒアリング等をしていただき、ありがとうございます。本日、必要性ありとだけということ、また後に審議の方に進んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会 長

それでは、公益委員から改正の必要性についてご意見、特に必要性ありという方向で行きたいと考えますけども、それについてご意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

○会 長

よろしいでしょうか。

それでは、諮問されました4業種の山口県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関しましては、全会一致で必要性ありとの結論に達しました。

したがいまして、4業種の山口県特定最低賃金は改正決定の必要ありとして、本審議会から山口労働局長宛に答申することにしたしたいと思います。

なお、使用者側からご意見を頂戴しておりました必要性の審議についてですけれども、こちら、仮に行うとすると来年度からということになりますので、一度答申を行った上で、またこの点について審議を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会 長

それでは、事務局で答申文(案)の作成をお願いいたします。

【答申文(案)の作成、会長に手交】

○会 長

では、答申文案を各委員に配付してください。

【答申文(案)を各委員に配付】

○会 長

各委員に確認していただきたいと思います。答申(案)をまず配付していただいて、皆さんに確認をしていただきまして、答申をいたしたいと思います。

それでは、事務局は、答申文(案)を読み上げてください。

○賃金指導官

では、読み上げます。

令和6年8月5日、山口労働局長 友住弘一郎 殿。

山口地方最低賃金審議会 会長 小林友則。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。

当審議会は、令和6年7月26日付、山口労発基0726第1号をもって最低賃金法第21条の議決の手続き、山口労働局長から諮問のあった特定最低賃金の改正決定の必要性

の有無について慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので、答申する。

記

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金。
 - 2、山口県電子部品、デバイス・電子部品開発、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。
 - 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金。
 - 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金。
- 以上です。

○会 長

ありがとうございます。ただいまの答申文（案）でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会 長

それでは、局長に答申することにいたします。

山口労働局長 友住弘一郎 殿。

山口地方最低賃金審議会 会長 小林友則。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいたします。

【会長が局長に答申文を手交】

○労働局長

ありがとうございます。頂戴いたします。

○会 長

答申文の写しのご用意はありますでしょうか。

○労働基準部長

あります。

○会 長

それでは、事務局から答申文の写しを各委員に配付してください。

【答申文の写しの配付】

○会 長

では、続きまして、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議のあり方

につきまして、審議をさせていただければと思います。

先ほど使用者側からも、まずはこの審議のあり方について検討の必要が提出されるとともに、専門部会においての審議を提案していただいておりますけれども、それ以外でも何かこれにつきましてご意見等ございますでしょうか。

○横山委員

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてですが、従来であれば、7月末に開催される本審にて、その必要性の有無を審議して決定していただいているところと認識はしております。

しかしながら、本年度については、使用者側の方から当該使用者と協議を行いたいという理由から、本日までその審議が延期されることとなっております。

使用者側の本審委員には、当該産業で働く人がいないということで、その考えについては一定の理解をするところではあります。

制度上、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、労働局長は特定最低賃金の決定に関する申出を受けた場合は、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるとなっており、また、全部の合意によるものであることが定められています。

以上のことから、山口県においては、本審にてその有無を審議、決定していると認識しております。

しかしながら、労働者側としては、例年3月の下旬に特定最低賃金の改正に係る意向表明というのを労働局に提出して、そして受理されております。その後、6月下旬に申出書というのを提出し受理されております。

したがいまして、労働者側としましては、約6か月前から書類の準備、作成を行い、労働局に受理されたということに鑑みますと、使用者側に対して事前に情報提供を行っていただいて、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についても、事前に当該産業委員と連携が図れるよう、労働局としてもしっかり配慮していただいて、来年もこのような問題が多分起こるであろうということで、今、解決策を今から検討されるであろうと思うんですが、基本的に労働者としては、従来通り7月末の本審までに必要性ありの部分を決定的に決めたいただきたいというのが労働者側としての意見です。

あと、藤田委員から補足があります。

○藤田委員

では私の方から申し上げます。前々回ですね、本審の中でも発言をさせていただきましたけれども、これまで山口県におきましては、この必要性の有無に関して、本審でやるか専門部会でやるかというのが、各県で議論をされて以降、山口県は本審ですとやってきたという経過がございます。

その経過も踏まえながら、ぜひ本審でやっていただきたい。先ほど横山委員からもありましたけれども、必要性の有無に関して、局長より、この審議会、本審に必要性の有無について問いかけがあるということですので、そこで議論ができればなと思っています。

一方で、金額の審議については、これは当該産業で働く労使のイニシアティブでもって金額を審議していくというものの性格であると思っておりますので、ぜひそうしていただきたいなと思っております。

加えまして、先ほどおっしゃられたように、山口県特定最低賃金は、4業種というのは、これも皆さんもご承知のとおりであります。加えまして、意向表明も3月末には労働者側は提出をしておりますので、先ほど横山委員からもありましたけども、少なくとも今回坂本委員の方からご指摘もありました未満率、影響率の部分に関しましては、その4業種に対してはもう少し早いタイミングで資料の提供ができるのではないかなと思っておりますので、少なくとも意向表明の確認が本審でされるタイミングでは、そうした資料の提供を、ぜひ労働局にもしていただいて、使用者側の皆さんもそのデータをもって事前のすり合わせもできるように対応していただけたらなと思っておりますので、そのことも補足ということで併せて意見させていただきます。

○会 長

ありがとうございます。

使用者側からは、専門部会で審議を行ってはいかがかというご意見を頂戴しておりまして、労働者代表側からは本審で行うことも含めて、特に審議を早めに行うということが特に強調されていたのではないかというふうに思います。

以上を踏まえまして、まずは、使用者側からご意見を頂戴しました専門部会案につきまして、事務局の方から具体的な案をお願いできますでしょうか。

【資料を各委員に配付】

○賃金指導官

では、事務局の方から、今お配りした資料に関しましてご説明させていただきます。資料の表題が「特定最低賃金改正申請に係る審議の流れ」と書いております。

この資料は、左に専門部会方式、右に小委員会方式ということで、取りうる審議の進め方についてご説明をしております。山口地方最低賃金審議会、いわゆる本審での審議に関する項目については、この四角で囲っています。

まず初めに、左側の専門部会方式についてご説明します。上の点線部分で囲んだところに専門部会の定義がございまして、専門部会は最低賃金法25条を根拠に設けられるもので、審議会の専門事項を調査審議する、第1項の規定です。それと、金額審議をする第2項の規定がございまして。

金額を審議する専門部会については、設置が義務づけられているものでございます。

次に、専門部会には議決権があります。本審においてあらかじめ最低賃金審議会令6条5項を適用するというふうに議決した場合は、専門部会の議決を本審の議決とするということができるとされております。

次に、専門部会では、その都度委員を任命しますので、各特定最低賃金の審議にふさわしい産業界の方を推薦して委員に任命していただくことが可能となります。

当局では、これまで専門部会において金額審議のみを行ってきた経緯がありますが、

専門部会の設置時期を早めることで各産業の関係労使の委員を選任して、改正の必要性のみについて審議していただくことが可能となるということです。審議の結果、全会一致で必要性があるとした場合、同じ委員で金額審議をしていくという流れになります。

続いて、右側の小委員会方式を簡単にご説明します。

小委員会といいますのは、本審の下部組織というところで任意の組織として位置づけられております。本審においてその設置の要否を判断することになっています。小委員会には議決権がありませんので本審へ報告するというスタイルになります。

次に、小委員会の委員というのは本審の委員から選出することになっておりまして、各特定最低賃金の産業界から参考人という形で小委員会に出席してもらって、意見を伺うというスタイルというところが必要となってまいります。

以上、ここまで必要性の有無を審議することを想定した専門部会、小委員会について簡単にご説明をさせていただきました。

ちょうど下の方に、青いラインを引いておりますけれども、改正の必要性の審議のスケジュールリングがこのようになっておりまして、以降、金額の審議ということになっております。

ここまでで何かご質問があればお伺いします。

○坂本委員

ちょっと質問です。専門部会で従来金額審議をしておりますけれども、全会一致でこれが合意されたら、本審での審議は要らないということでした。それで、改正の必要性の審議は、そういったことはやはり該当するのでしょうか。それともどうでしょうか。

○賃金指導官

そうですね。本審でそのような議決をしていただくと同じ扱いができます。

○坂本委員

では、専門部会で改正の必要性審議を、左のパターンでやったとして、そこで改正の必要性がありということで全会一致になれば、この流れで成立。改正の必要なしと、例えばどちらかが言えば、そこで終わりと、こういう流れでしょうか。本審で決めるということを決めれば、専門部会で改正の必要性の審議が全会一致の場合は、それを本審の議決とみなすということを決めれば、それでいいのでしょうか。

○労働基準部長

はい、そうです。

○会 長

特定最低賃金の必要性につきまして、全会一致が必要とされておりますので、その場合、6条5項を適用する場合も、まず本審において専門部会の決定を本審の決定と

するという事について、全会一致であれば問題はないということになります。
他にご質問等はよろしいでしょうか。

○藤田委員

今の質問の追加なんですけれども、その場合、専門部会で必要性の有無が全会一致で確認された場合に、本審が必要ないということなんですけれども、答申は、これはどうするのか。必要性の有無の答申を先ほど会長から局長にさせていただきましたけれども、専門部会で必要性の有無が確認されて本審が開かれないと、局長への有無の答申はどのタイミングで、どういう手続きで。

○賃金指導官

それは、いわゆる審議の過程との兼ね合いがあると思うのですけれども、本審の会長から局長への答申の場面は何らかの形で。

○藤田委員

審議会を開催せずとも、会長から局長への答申という形で、形式上は済むという、本審を開催せず。

○坂本委員

金額審議会のときは専門部会会長が代わりになって答申するでしょう。

○会 長

会長からではなくて、専門部会長から局長への答申をしていただくという形になるという。諮問を受けるのは会長ということになるかと思うのですが、その会長が答申を行っても大丈夫なものですか。

○労働基準部長

確認したうえで改めて回答します。

○神保委員

ちょっとスケジュール的な話ですけど、小委員会の場合、このスタイルでやるという場合ですけども、これをざっと見ると、ちょっとタイミングが押しになるのかなと思うんですけど、11、専門部会で金額審議というのが入るのは、これだとイメージ的にはどのくらいの時期、10月ぐらいという感じになりますか。小委員会を8月中にやるわけですよね。それから推薦、公示とか任命手続きで1か月たつと10月頭からみたいな感じになります。

○賃金指導官

そうですね、10月以降になるかと思います。

○会 長

専門部会方式で行う場合は、いつから最初の専門部会委員の推薦公示というのができますでしょうか。

○賃金指導官

ではスケジュールについて、想定されるもの、考えられるものをお話ししたいと思います。

山口労働局の場合は、特定最低賃金の改正決定の申出期限を6月末とさせていただいていますので、この申出を受けた以降であれば、専門部会の設置について検討可能と思います。

そうすると、7月上旬に例年開催しています第1回目の本審、地域別最低賃金の諮問をする会議になっておりますけれども、このタイミングぐらいに審議事項のひとつとして、検討していただくことが可能かと思います。

○会 長

ほかに質問、ご意見等いかがでしょうか。

○坂本委員

前回の本審のときに、岡山、広島等も専門部会でやっている、始まったということをお伺いしたのですが、全国的に専門部会でやっている例というのはあるのでしょうか。あるいは、広島、岡山も小委員会方式でやっているとか、その辺りの他県、近県でもいいのですが、専門部会方式でやっている例、小委員会の設置でやっている例とかあればもう一度お話しいただければと思います。

○労働基準部長

例えば、福岡だと小委員会でやっているということは議事録から確認できますけれども、岡山、広島は専門部会方式を採用しています。

○労働局長

大阪府含めて1府3県、兵庫、岡山、広島と大阪府、この4地域だけが、たぶん、特定最低賃金の専門部会方式ではないかと思います。

○会 長

ほかに質問等いかがでしょうか。

○難波委員

今日、これ判断されますよね。

○会 長

今回、たたき台をまさに今示していただいたばかりですので、やはり検討の時間は

必要かなと思いますので、できれば早くとも異議審の日において、さらに審議をさせていただければと思っております。

皆さん、何かこの場でご質問、ご意見等ありますか。

○横山委員

今いろいろと、小委員会とか専門部会の案を出していただいて、重々理解はできておりますが、なぜ労働者側が早く必要性ありをやっていただきたいかという、特に山口県は、地域別最低賃金の委員の方と特定最低賃金の委員の方がかぶっている方が多い中で、必要性の有無というのは、労働者側からすればお願いでしかないです。

要は、全会一致という制度で、労働者側はお願いしかない中で、お願いに答えてもらうしか方法がないというか、ちょっとこれ不公平な制度ではあるんですけども、お願いする中で、必要ないよとなった時に、やはり不平等な制度だなと私も思うんです。ですが、制度上もう仕方がないわけです。

何で早くしたいかという、今日もそうですが、地域別最低賃金が難航した時に、今日も地域別最低賃金が目安プラス1円となった、これがいろいろあってもっと高い額になった場合に、使用者側委員は常識のある方なので、そういうことはないですけども、例えばそれに腹を立てて、特定最低賃金は必要性なしにしてやれ、なんて悪い心が働いたらいけないなど。

今日の方々はそのような方はいないと思っておりますけれども、そういうことになったらいけないので、私たちとしてはやはり早めに必要性ありを準備はしていますし、もちろん地域別最低賃金の審議の前に決定をいただきたいというのが本音でございます。

先ほど主張したのはそういった経緯があることだけご理解いただきたいと思っております。以上です。

○会 長

ありがとうございます。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

○濱島委員

次の異議審までに、少なくとも、早くとも異議審で検討されるということですが、具体的に。

スケジュール感に関して先ほど説明があったんですけど、専門部会を設置する、小委員会を設置する、これまでの本審で必要性の審議をしていたものを、そうではなくて、必要性の有無も含めて専門部会か小委員会ですということ、こういう意見も分かるんですが、専門部会にする場合、小委員会にする場合、どういう理由があるのか、小委員会って初めてだと思っておりますけれども、前例がどういうものがあるのか、そういったことも含めて、資料というか意見をお示しいただければと思っております。

○労働基準部長

今、詳しくは詰めてないのですが、次回の異議審までにはある程度ご説明で

きるかと思えます。

あと、小委員会というあくまでメンバーが今の公益委員、使用者側委員が中心ということですけど、専門部会だと、労働者側、使用者側から、各産業界の専門分野の方が来られるということで、より詳しい突っ込んだ審議ができるというところに若干違いがあるのかと考えています。よろしいでしょうか。

小委員会の場合は、今現在のメンバーの延長という形ですけれども、専門部会の場合は、新たに委員を選任して、その業界に詳しい方が来られるということになります。

○濱島委員

専門部会というのは、地方審議会ですのではなくて、業界の専門の方を呼ぶということですか。

○労働局長

専門部会は、関係する特定最低賃金の業種に関連する委員で構成されます。

○濱島委員

特定最低賃金の専門部会にですか。

○労働局長

そうです。鉄鋼とか電気とか百貨店の関係です。

○濱島委員

特定最低賃金の専門部会で、必要性の有無を審議するという案ですか。

○会 長

今の御質問に関連しまして、まさにこの問題が提起されたのが、この本審の委員ではなかなか審議できることに限界があるんじゃないかという使用者側からのご意見があったかと思えます。

その点でいきますと、まさに専門部会というのは、その意見にかなうものではあるんですけども、小委員会の方式にはどのようなメリットがあるのかを何かご存じでしたら、ご教示いただければと思います。

○労働基準部長

小委員会の委員を新たに任命する必要がないことです。

本審の委員から選出することになるので、会長が選出されると、すぐに設置して議論を開始できるというところがメリットではないかと考えております。

○会 長

ありがとうございます。

○労働局長

この方式でやっているものですから、本審でやらない、必要性審議を本審以外でどうかってなると、この専門部会か小委員会方式で全国的にはやっていますということです。

○会 長

ありがとうございます。

ほかに、ご意見、御質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

○会 長

それでは、この件につきましては、次回の異議審に継続審議ということにさせていただきます。

次に、議題3その他ですが、事務局から今後の日程につきまして、説明をお願いいたします。

○坂本委員

すいません、その他のことで、ちょっと意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

○会 長

お願いします。

○坂本委員

先ほど、本年度の山口県の最低賃金の審議が終了して、答申ということになりましたので、そのことについては決まったということでもありますので述べませんが、その中で、宮本委員が言われたことを再度ということになりますけれども、改めて意見として申し上げたいところがございます。

それは何かといいますと、最低賃金制度のあり方そのものということで、私の考えを述べさせていただければなと思っております。

地域別最低賃金は、現行上、また最低賃金法上、中央最低賃金審議会、地方審議会が審議、答申して、労働局長が決定するとなっておりますが、実際、実質的には、まずは6月に本審等があつて、これを加味してといいますか、参酌して、中央最低賃金審議会が引上げの目安額を決めて、全ての都道府県において目安額以上の金額で決定されているということが現状であろうかと思えます。

多少、言い方が違うかもしれませんが、いずれにしてもその目安額以下の金額で決定されることは、ほぼないというような状況であります。

地域の生計費、賃金、支払い能力の3要素を考慮して定めるという、法律の趣旨に沿った審議、決定が、本当に各県においてなされているのか。本当にそうなされてい

るのであれば、目安額はあくまでも一つの参考で、その前後、いろいろなパターンでいろいろな額が、各県においてあってもしかるべきものという感じがしますが、実質的には目安額に縛られている。

目安額が出たら、もうそれはその年度の引上額の一つの基準で、それ以下はない、こういう現状があるということだと思います。

実際に、我が国の最低賃金が外国に対して低いということで、その水準を上げるとのこと、それについて一定の額を目指すということは、私も否定するものではありませんし、国の方針として、そういう部分があってもいいのかなと思います。

ただ、そのことが最低賃金法9条に定める地域別最低賃金の原則に沿った地方最低賃金審議会の審議となかなか相容れないというか、現行法の中で、政府の方針がそのまま反映されたような形で審議せざるを得ないという決定がされるというような現状が、本当にこの法律の趣旨に沿ったものなのか、地方最低賃金審議会の議論が形骸化しているのではないかとも思っております。

国において一定の目標に向けて、政策的に最低賃金を上げることがあれば、そういうことに政府が責任を持って中小企業対策とセットで提案する、地方においてはそれに対しての意見を述べる、例えばそういった形があるのかなとも思いますし、今のあり方が本当にどうなのかというのはきちんと国において、中央最低賃金審議会において、あり方として見直してもらいたい、検討してもらいたいと思っております。

これについては私の個人の意見ではありますが、先ほど宮本委員もそのような意見を言われました。このように複数の委員から地方最低賃金審議会が形骸化しているという意見があったということは、皆さんにご覧いただくようなことはなかろうと思いますが、そのような意見があるということは、私が知っている範囲で各県の使用者側委員にも結構多くありますので、そういう声があるということをお伝えしていただきたいという意見、要望を述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○会 長

ありがとうございました。最低賃金決定のあり方につきましては、引き続き中央の審議会、そして地方の審議会でも、なお継続的に考えていかなければいけないことかと思っております。

それでは、議題その他、ほかに労働者、使用者、公益代表委員からありますか。

○横山委員

それでは、最後に労働者側の方から要望も含めて、数点発言させていただけたら思っています。

まずもって本日までお忙しい中、本審の専門部会に対しまして、ご理解いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、労働局の方に対して、ちょっと要望の方もございますので、よろしくお願いたします。

まず、今年度の引上額が過去最高の51円となっております。したがって、公益

委員見解にもあった通り、一部の中小企業等、経営基盤の脆弱な企業や、急激な物価上昇の影響を強く受けている企業、産業への支援措置の強化や、下請、孫請等、商品取引において立場が弱くなりがちな中小企業、零細企業が、原材料や燃料、労務費等の高騰を適切に価格転嫁できるよう引き続き対策を講じるとともに、労務費の適切な価格のための価格交渉に関する指針の周知徹底をお願いいたします。

加えて、先ほど局長からもありました通り、10月以降、時間額が引き上がることにより、就業調整等を行う労働者も増えることが予想されるため、業務改善助成金をはじめとした各種支援策の周知徹底を行うとともに、企業側が使いやすい支援策となるよう、改善に向けた努力をお願いしたいと思います。

次に、発効日についてでございます。

発効日については、使用者側の方から1月1日発効以降に遅らせることも、検討すべきではないかのご意見もございましたが、労働者側としては、今もこの物価上昇に耐えられず、生活が苦しい、最低賃金近傍で働く労働者に一日でも早く確実に波及させることが重要と考えております。

したがって、来年以降もこの基本方針を念頭に置き、真摯な議論を継続してまいりますと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○会 長

ありがとうございます。

今回決定されました最低賃金がしっかりと普及しますよう、使用者への支援も含めまして、上の方に上げていただければと思います。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

○労働基準部長

事務局から1点ございます。

前回の最低賃金審議会の中で、公益の濱島委員から、中央最低賃金審議会の委員のどのような任命をされているのかという御質問をいただきましたので、厚生労働相労働省労働基準局賃金課に質問したところ、回答がありましたので、この場で回答、ご説明させていただきます。

中央最低賃金審議会の公益を代表する委員の任命については、厚生労働大臣から諸々の要素を総合的に勘案して任命を行っている。

以上です。

○会 長

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から今後の日程につきまして説明をお願いいたします。

○賃金指導官

本日、山口県最低賃金について答申をいただきましたので、この後、異議申出の公

示を行います。異議申出がなされた場合は、審議会で異議申出に対する審議等を行うこととなります。

なお、次回の審議会は、8月21日水曜日午前10時から、当会場にて開催いたします。以上です。

○会 長

ほかに何かございますか。

○濱島委員

せっかく言っていたので、こういう回答になるかなと思ってはいたんですけども、とにかく中央最低賃金審議会の公益委員の選び方というのは非常に重要なので、公平に今後も行っていたきたいと思います。

今、どちらかという、経団連とかのアドバイザーをやっている方とかが入ってきているのかなというような印象は持っています。

労働者側の意見が反映されることは望ましいと思うのですが、今後も中立の立場を守っていただけるように、中央最低賃金審議会の方も、その選考につきましては配慮していただきたいということを申し伝えておきたいと思います。

○会 長

ありがとうございました。

では、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○会 長

それでは、これをもちまして第441回山口地方最低賃金審議会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

令和6年8月5日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県最低賃金専門部会

部会長 難波 利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、審議においては、労働者代表委員から、山口県の春闘の賃上げ率は全国より高く30年ぶりの賃上げ率にあることや、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

使用者代表委員から、山口県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、山口県最低賃金はあくまで最低賃金法に基づく3要素、山口県のデータに考慮して決定すべきものであり、最低賃金の大幅な引き上げは、県内事業者の9割以上が占める中小・小規模事業者にとって事業存続に関わる死活問題であることから到底容認できない等、厳しい意見が表明された。

労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、公益委員見解を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。

審議経過については、別紙3のとおりである。

また、国において、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらに、発効日が各県ごとに異なる場合に、様々な理由から地方において自主性を発揮して発効日を特定することは困難であることから、昨年度の専門部会報告書に、国や中央最低賃金審議会の発効日の在り方について早急に検討していただくことを要望したところである。

よって、引き続き、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

なお、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額928円）は山口県の生活保護水

準を上回っていたことを申し添える。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長

難 波 利 光

部会長代理

今 崎 光 智

神 保 和 之

(労働者代表委員)

大 原 敬 典

宮 本 晴 充

横 山 崇

(使用者代表委員)

宮 本 道 浩

藏 藤 共 存

坂 本 竜 生

(五十音順)

山口県最低賃金

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 979円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

令和6年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金は、時間額979円、引上げ額51円、引上げ率5.5%とする。
発効日は、令和6年10月1日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議にあたって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、県内の労働力減少にも関係する最低賃金の地域間格差についても検討を行った。

1 中央最低賃金審議会の目安

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、消費者物価の上昇を背景に、3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のうち、労働者の生計費を重視し、特に、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数が平均5.4%と高水準であることを考慮し、最低賃金近傍の労働者の購買力を維持するため、同水準を勘案し、5.0%（50円）を基準として検討することが適当とされた。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であり、ABCランクとも50円とすることが適当とするとされた。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮する観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会が審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待されている。

2 判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者側委員・使用者側の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

- (1) 賃金については、山口県が調査した「令和6年春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計結果）」によると賃上げ率は、全国平均よりも高く、県内全体で5.60%と30年ぶりの高水準になっている。

また、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は2.4%（Bランク）、

継続労働者に限定した第4表③では2.9%（Bランク）と平成14年以降最大値であった昨年を上回る高水準である。これら賃金上昇率は十分に考慮する必要がある。

さらに、県内のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は平均1,055円（本年5月）と1千円を超える水準で推移している。

- (2) 労働者の生計費について、山口市消費者物価指数は同じく4月に2.8%、5月に3.4%、6月に3.4%（山口市の4～6月の3か月平均は3.2%）と高水準であること、そのうち、生鮮食料品については、6月に7.5%の値上がりとなっている。本年は、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数（生活必需品を含む支出項目である「頻繁に購入する」品目）5.4%も勘案する必要がある。

また、山口県「毎月勤労統計地方調査結果」では、実質賃金指数が令和4年9月以降、前年同月比がマイナスで推移しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられ、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識する必要がある。

連合のリビングウェッジでは、県内での最低生活費は17万4千円で、時間単価1,050円が必要との意見である。

- (3) 中央最低賃金審議会によると「通常の事業の賃金支払い能力」とは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、本専門部会においては、経済情勢に係る各種統計資料のほか、県内の中小・小規模事業者の現況把握に努めた。

山口県「山口県金融経済情勢」によると、6月の概況は「県内景気は、緩やかに回復している。」となっており、7月も同様に「県内景気は、緩やかに回復している。」とされている。

その一方で、財務省中国財務局「法人企業景気予測調査結果（令和6年6月）」によると、令和6年度の経常利益は全体で前年度比マイナス9.1%の減益、規模別でも中堅企業でマイナス43.6%減益見込み、中小企業においては前回の53.7%プラスから50ポイント近く減少する見込みとされ、中小・小規模事業者の県内企業の先行きは厳しい状況である。

さらに、価格転嫁については、県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」では、原材料価格を転嫁した企業は73%と令和5年度調査より減少し、人件費引上げ分までに価格転嫁した事業所は36%であり、十分な価格転嫁がなされていない。

県内中小・小規模事業者の企業収益等の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると認められ、最低賃金の引上げ額はこれを十分に考慮する必要がある。

- (4) 本専門部会の審議経過において、都道府県間における最低賃金の地域間格差の是正についても議論を行った。中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（令和6年7月24日）において、労働者側委員は「地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる」と主張している。総務省「2023年住民基本台帳人口移動報告」によると、山口県の年齢別の転出超過率を見ると、20～24歳が13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国2位、次いで25～29歳が8.51%となっている（2023年、総務省「住民基本

台帳人口移動報告」)。

最低賃金改正の審議に当たり、本地方最低賃金審議会に寄せられた要請書によれば、「2023年度の東京都地域別最低賃金は1,113円、山口県との格差は185円であり、東京と山口県の格差は年々拡大している。しかも、総務省統計局が作成している人口推計によれば、東京の人口は増大傾向にあるが、山口県の人口は減少傾向にある。労働力を確保し地域経済を活性化するためには最低賃金の大幅な引き上げが必要である」(山口県弁護士会)とされ、この他にも8団体から地域間格差を解消するために最低賃金引き上げを求める意見が寄せられている。

以上のことから、山口県の労働力流出を防止する観点からも、最低賃金の地域間格差の是正縮小を考慮する必要がある。

なお、山口県の雇用情勢について、就業地別の有効求人倍率が4月に1.69倍、5月に1.67倍、6月に1.67倍と福井県に次いで全国2位であり、新規求人倍率が4月に2.25倍、5月に2.08倍、6月に2.44倍と人手不足が続いている。

3 行政への要望

行政においては、最低賃金の引き上げ額が過去最高となったことから、原材料費や人件費等の価格転嫁を進めることが不可欠である。よって、企業間の取引での適切な指導・監視をお願いしたい。また、政府・自治体等に対し、生産性向上に取り組む中小・小規模事業者への地域の実情に応じた支援強化等を強く求めることとしたい。

以上

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

●はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改正については、本年6月21日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意した審議を行った。

4回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

また、第1回専門部会において、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額928円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

●労働者側主張

第2回専門部会では、

- 1 山口県においては昨年過去最高の40円引き上げられ928円となったものの、連合が試算する最新のリビングウェイズにおいては、山口県では時間額1,050円であり、山口県最低賃金額928円と比較すると122円の開きがある。
- 2 物価上昇は1昨年から継続しており、山口県の消費者物価指数は、5月現在で108.9(前年同月比3.0%上昇)、生鮮食品を除く総合は108.4(前年同月比2.6%)の上昇である。
また、山口県の世帯当たりの自動車保有台数は1.24台で、一人当たりの保有台数も0.6台となっており、県内の大半が自動車を保有している状況である。
- 3 中央最低賃金審議会から示された目安額は50円であり、影響率は26.3%にもなるが、リビングウェイズで示された時間額1,050円を達成するためには、更なる最低賃金の引上げが必要である。また、技能実習生等の外国人労働者に労働力を依存している県内企業も多いものの、他の先進国よりも最低賃金額が低い上、円安の進行もあり外国人労働者の獲得が困難になっているのが現状である。

- 4 時間額 1,500 円の早期実現については、県内の中小企業・零細企業に対する影響が大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であると認識している。
- 5 昨年度は同じ中国地方である広島県、岡山県は目安通りの引上げ額であったが、同じ B ランクであるが、島根県は目安に 7 円プラスした 900 円、引上げ額は 47 円の結果となった。本年度、島根県は昨年同様の引上げ額になり、あと 3 年程度で追いつかれる可能性がある。島根県に追いつかれないためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。
- 6 山口県内のハローワークで募集している金額は、平均 1,055 円（5 月）である。新規で採用する労働者には 1,055 円支払えるのに、現在働いている労働者は 928 円で我慢していることになる。
- 7 今年度の引上げ額は、目安額 50 円に 11 円加えた 61 円として提示する。目安額から 11 円を上積みした根拠は、リビングウェイジで示された時間額 1,050 円を達成するためには、山口県最低賃金時間額 928 円と比較して 122 円足りない状況である。当初 3 年間かけて達成したいという考えに基づき、残り 2 年間でこれを達成するには年間 61 円を継続的に引上げる必要があるものである。

との主張がされました。

第 3 回専門部会では、

- 1 第 2 回専門部会で提示した引上げ額 61 円の主張については、57 円に変更し歩み寄りたい。根拠は昨年度の目安の加重平均額が 43 円、本年度の目安額が 50 円であり、その差額が 7 円である。これは本年の目安額にその差額 7 円をプラスしたものである。また、昨年の島根県の審議において 7 円プラスの結果となったことも根拠である。
- 2 山口県は近隣県の福岡県、広島県に人材が流出しておりこのような現状に歯止めをかけるため、目安額以上の賃金引上げが重要と認識している。具体的には、山口県への転入者数は 23,185 人、転出者数は 26,903 人、転出超過数は 3,718 人である。年齢別の転出超過率を見ると、20～24 歳が 13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国 2 位、次いで 25～29 歳が 8.51%となっている。
- 3 山口県からの人材流出の多い広島県、福岡県とは約 20 年かけて賃金の額差が拡大しているため、少しでも早く額差を縮めていきたい。その一方で、同じく B ランクの島根県、C ランクの鳥取県との差が縮まっている。例えば、令和元年には島根県と山口県は 39 円の差があったにもかかわらず、令和 5 年には 24 円まで縮小している。島根県・鳥取県のように、人材流出を意識した、目安以上の大幅な引き上げを継続している現状に鑑みれば、

山口県においても、目安以上の引き上げが必要である。

- 山口県「春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計）」によると、300人以上計の結果は5.71%であり、これを根拠にすると最低賃金引上げ額は53円となる。また、県全体では5.6%であり、これを根拠にすると最低賃金引上げ額は52円になる。

中央最低賃金審議会の公益委員見解にもあるとおり、「賃金支払い能力」は、個々の企業の賃金支払能力を指すものではない、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではないと考えている。

また、中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」において、賃金「引上げた」と回答した事業所の平均昇給額は8,805円とあるが、労働時間数168時間で除すると52円になり、年間52円賃金が上がっていることになる。

以上のことから52円までは歩み寄るがそれ以上歩み寄るつもりはない。

第4回専門部会では、

- 山口県の大企業の春闘の賃上げ率は5.71%であり、全体の賃上げ率は5.6%である。全体の賃上げ率を参酌すると、最低賃金の引上げは52円である。
 - 52円の引上げ額が必要であることに変わりはない。歩み寄っても、目安額のプラス1円が限界で、目安額とおりはあり得ない。
- との主張がされました。

●使用者側主張

第2回専門部会では、

- 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に基づく3要素（「労働者の賃金」、「労働者の生計費」、「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものであり、丁寧に議論を重ねていかなければならない。山口県のデータとは、県内の労働者の8割以上を占める300人未満の中小・小規模事業者に係るデータである。
- 3要素のうち、まず、「労働者の賃金」については、本年7月に県中央会が実施した「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」によれば、本年1月から6月の間に「賃金を引き上げた」事業者は56%、平均昇給率は3.3%となっており、4割の事業者は賃金を引き上げられていない。つぎに、「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数によると「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和6年5月は3.4%と、昨年同期の3.9%より低く、昨年10月以降の平均は2.8%であり、昨年同期の4.4%より低いことから、昨年と比較し物価上昇率は低くなっている。最後に、「通常の賃金支払い能力」につい

ては、県中央会の「月次景況調査結果」によると、原材料価格の高騰や人件費の上昇、さらには運送費もあり、製造業の景況感は厳しい。物価高の影響により個人消費も減少していることから非製造業の景況感も低下している。

以上のことから、最低賃金の一定程度の引上げは必要であることには理解するものの、中小・小規模事業者には、「通常の賃金の支払い能力」が厳しいことから大幅な引き上げは困難と言わざるを得ない。

3 中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定を目安答申について」において提示された目安額については、最低賃金法に定める3要素を総合的に勘案したとは言い難いものであると受け止めざるを得ない。生計費のうち重視する指標として、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価の平均上昇率5.4%を勘案して目安が設定されているが、昨年の目安額43円(4.5%)を超えることを大前提として、この指標を活用し50円(5%)としたのではないかと思われ、根拠に乏しい数値と考える。

4 最低賃金の引上げ根拠については、山口県における300人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が3.94%であり、本県固有のデータであるこの数値を用いた金額37円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。

本年3月の政労使会議において採択された「持続的な賃金引き上げのための共同宣言」にあるとおり、中小・小規模事業者に賃上げを波及させる必要性には理解を示しているが、春闘の賃金引上げ率が3.94%と賃上げ率は、物価上昇率2.8%を上回っている。

5 県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について(令和6年7月)」において、原材料価格を転嫁した企業は73%とされているが、人件費引上げ分までに価格転嫁した事業所は36%、利益確保分まで価格転嫁した事業所はそれより低い32%にとどまる。

また、業種別だと「2024年問題」に直面している運送業が特に厳しい。さらに、BtoC、すなわち、一般消費者を顧客とし競合他社が多い事業者にとって、商品価格への価格転嫁はより安い価格を好む消費者の理解を得られず、消費者離れを招く可能性がある。

最低賃金引上げの理由は理解するが、人件費引上げ分への価格転嫁が不十分であるため、結果的に最低賃金引き上げにより利益の減少につながってしまうのが現状である。

6 中小・小規模事業者は、最低賃金引上げそのものには理解を示しているものの、原材料費の高騰に悩まされながら、従業員確保のための「防衛的賃上げ」を迫られているのが実態である。更なる最低賃金の引上げは、県の伝統を守ってきた中小・小規模事業者を廃業に追い込むとしか考えられない。最低賃金の引上げ額は37円で提示したが、これでも十分に高いし、

中小・小規模企業からするとこれ以上の引上げは困難である。

7 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」において、中央最低賃金審議会から政府に対して賃上げ実現のための支援策の要望がなされたが、現在の政府が用意した支援策は手続きが複雑で、申請するためには多額の費用をかけて専門家に依頼する必要がある。また、支援自体は、設備投資が前提で結果として助成されないものもある。さらに、労働局の業務改善助成金は、最低賃金の引上げをする代わりに助成金で支援するというものであり、継続的に賃上げするためにあるものとは言えず、十分なものとは言えないのではないか。

8 最低賃金法上、最低賃金は都道府県で決定することができるかと規定されているが、事実上それが出来ず、大多数の都道府県は「目安ありき」になっていることから、制度と実態が乖離し制度疲労が起きている。国が都道府県の最低賃金額を決め、地方の公労使から構成する最低賃金審議会委員からそれぞれ意見を聴取するという制度に見直す必要があるのではないか。

との主張がされました。

第3回専門部会では、

1 現時点では、第2回専門部会で主張した引上げ額 37 円から変更は考えていない。繰り返しであるが、使用者側としては、最低賃金は3要素（「労働者の賃金」「労働者の生計費」「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものとの考えに変わりはなく、3要素に基づき算出した金額は37円である。

国で政策目標を立てて最低賃金を段階的に引き上げることは理解できるが、法律上で決定することを無視して対応することはおかしい。

2 中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安答申について」では、「労働者の生計費」の指標として従来の「持ち家の帰属家賃を除く総合」以外に、新たな指標として「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目（平均5.4%）を示した上で、その指標の上昇を勘案する必要があるとしたが、従来使用していない指標を示してきたことに納得ができない。

また、山口県では「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目という新たな指標がないのであれば、中央の数値を使う考えには全く理解できない。

さらには、昨年以降、消費者物価指数は低下しているにもかかわらず、一部の新たな指標だけを捉えて、「労働者の生計費」が上昇しているとは到底言えない。

山口市消費者物価指数のうち、生鮮食料品は10%を超えているが、これは中央が示した数値とは全くの別物である。

- 3 財務省の「法人企業統計」によると、資本金 1000 万未満の企業でも利益率は 2.9%と企業収益が改善しているのは事実であるが、これは全国の数値であり山口県の企業の数値でないだろう。前回の専門部会でも主張したが、県中央会の「月次景況調査結果(令和6年6月)」によると、製造業の景況感、非製造業の景況感とも極めて厳しく、「通常の賃金支払い能力」がないのは明らかである。

また、財務省「法人企業景気予測調査結果(令和6年3月)」によると、令和6年度の経常利益は全体で前年度比マイナス9.1%の減益、規模別でも中堅企業でマイナス43.6%減益見込み、中小企業においては前回の53.7%プラスから50ポイント近く減少する見込みであり、県内企業の先行きは厳しいと言わざるを得ない。
- 4 山口県から人口が流出していることを理由に最低賃金を上げることは何ら根拠がない。都心部と最低賃金の地域間格差があることは理解するが、あくまで3要素に基づき、最低賃金を決めることであって、地域間格差を議論の俎上に載せることは法律を無視した議論でしかない。昨年の審議では島根県は大幅な引上げをしたが、隣県等に追随して引き上げただけである。
- 5 前回の専門部会でも主張したが、政府は最低賃金を引き上げた後に、助成金等の支援策を用意するから企業内の最低賃金を上げようとしているが、順序が逆であろう。政府が中小・小規模事業者が賃上げできる施策を十分に用意し、準備ができるのを待ってから最低賃金を引き上げるのが順序である。しかも、政府が用意する助成金等の支援策は設備投資が前提で全ての中小・小規模事業者が利用できるものではない。
- 6 県中央会の会員には監理団体もあることから、最低賃金を全国一律に引き上げて欲しいという意見も聞くが、技能実習生を受け入れる実習実施者には中小・小規模事業者が多いことから、急激な最低賃金の引き上げが、負担でしかない。外国人技能実習生は賃金額で就労先を選ぶことは承知しているが、外国人技能実習生の受入れと最低賃金引上げと議論を混同してはならない。
- 7 発効日の全国的な見直しの必要性については、昨年の地方最低賃金審議会、前回、前々回の地方最低賃金審議会でも意見を述べたところである。発効日は地方最低賃金審議会における審議の結果で決めるのであり、10月1日発効ありきではないことについては説明があったが、発効日を10月1日以降としても、山口だけが例えば1月以降の発効とするのはおかしいことについても理解している。実際には、発効日は10月から10月中旬くらいまでとすることが妥当と考えている。
- 8 3要素に基づき算出した金額は37円であることに変更はない。地方最低賃金審議会

の審議において、中央最低賃金審議会が示した目安額を参酌する必要があることは理解している。昨年、各都道府県の改定後の最低賃金額は目安額を下回ることはなかった。

労働者側が主張する「地域間格差」を考慮しても、歩み寄れるのは目安通りの 50 円までであり、それ以上は絶対はない。山口県の最低賃金額が目安額とおりであるなら理解できるが、目安額を上回ることは絶対にはありえないと考えている。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

- 1 前回、前々回の専門部会でも主張したが、最低賃金はあくまで山口県のデータに基づき3要素を決定することが法の趣旨に則るものであり、地域間格差や地域の産業振興を持ち出すことは全く理解できない。地域間格差や産業振興等の3要素以外を根拠にする理由を示してほしい。

また、政府の賃上げ政策によって一定の効果が表れた後に最低賃金を引き上げるなら理解できるが、実際にはそうではないであろう。最低賃金法は罰則規定があり、中小・小規模事業者は引き上げられた最低賃金を順守する必要があることから、なおさら、3要素に基づいて議論すべきではないか。

- 2 島根県の最低賃金が上がっているが、単に島根県は最下位になりたくないだけであろう。全都道府県の最低賃金法は他県との競争を求めているし、求めているのであればそれをもとに法律を改正すべきである。

- 3 最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げをすることは理解できるが、最終手段として中央最低賃金審議会の目安があるのであろう。最終手段が賃上げの手段であってはならない。

また、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者にとって、賃上げの原資を確保することは重大な問題である。最低賃金を引き上げると別の従業員の賃金を減らす、別の経費を減少させる、場合によっては廃業に追い込まざるを得ない。もう少し、企業経営者側への配慮を欲しい。

- 4 中央最低賃金審議会が示した目安額にも納得していないが、目安額以上とするのであればその根拠を示して頂きたい。県内の中小・小規模事業者の9割は労働組合がない企業である。当初提示した37円でも十分高い数値である。

繰り返しであるが、県内の中小・小規模事業者の存続のためにも、断じて目安以上の引上げは受け入れられない。

との主張がされました。

●意見の不一致

以上のおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。

(写)

令和6年8月5日

山口労働局長

友住 弘一郎 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則

山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月4日付け山口労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し、採決を行った結果、賛成多数により別紙1のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、令和5年10月1日改正発効の山口県最低賃金（時間額928円）は令和4年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間979円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 928 円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,140円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

928円（山口県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝130,158円